

令和3年度土木工事共通仕様書の改正概要

1. 押印省略に関する改正

- ・書面により提出等を行う場合の署名や押印を不要とする。(1-1-1-2)

2. 事務の簡素化に関する改正

- ・変更時から工事完成時の間が10日間に満たない場合の省略できる行為を提出から登録に変更する。(1-1-1-5)

3. その他

- ・改正した工事請負契約書の条番号との整合を図る。
- ・国土交通省の告示等年月日を最新のものに更新。(1-1-1-25, 3-1-1-10)